

学校給食申込書に係る学校給食の契約内容について

「学校給食申込書」は、民法の規定により保護者の皆様と稲美町との間で契約を締結するためのものです。

お子さまへの学校給食の提供を希望する場合は、「学校給食申込書」を提出いただく必要がありますので、次の事項をよくご確認のうえ、提出いただきますようお願いいたします。

(1) この申込書は、お子さまが学校給食の提供を受けようとするときまでに提出していただかなければなりません。提出がない場合は、学校給食の提供ができない場合がある他、お子さまに関して保護者様が行うべき手続きについて支援が必要と見込まれるとして関係機関に相談する可能性があります。

(2) 「学校給食申込書」は、お子さまが稲美町立小学校及び中学校に在籍している期間有効です。

(3) 稲美町における学校給食費(中学校給食のみ)は、原則として学校給食物資の費用のみを保護者様にご負担いただくこととしております。

なお、学校給食費は、物価の状況等により改定することがあります(改定する場合は、事前にお知らせいたします。)

(4) 学校給食費は、「1食当たり単価×年間実施予定日数」を乗じて得た額を11で除して得た額を下記の口座振替日(納付期限)に納付いただきます。年間の給食費は、原則として2月末時点の学校ごとの給食実施回数をもとに、第11期(3月分)の支払額を調整します。

なお、月間給食実施回数には、3日前までに学校給食の提供停止手続きができていない場合を含みますのであらかじめご了承ください(風邪等でお休みした日は学校給食費を請求します。)

	小学校児童	中学校生徒
1食当たり単価	0円	290円

※物価高騰分は含まれておりません。

(5) 学校給食の提供停止を希望する場合は、学校給食物資の発注を取りやめる必要がありますので、必ず3日以上前に「稲美町学校給食停止申請書」をお子さまが在籍する学校等を通じて稲美町教育委員会事務局までご提出ください。

(6) 学校給食費は、口座振替でお支払いください。やむを得ず口座からの振替ができない場合等は、納付書を送付しますので、金融機関等でお支払いください。

(7) 口座振替を利用されるには「稲美町納付金口座振替依頼書」の提出が必要です。「稲美町納付金口座振替依頼書」は複写式になっています。

(8) 学校給食費を納期限までにお支払いいただけない場合は、関係法令に基づき督促状を発送いたします。

督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において民事訴訟、支払督促等の学校給食費等の支払いを求める手続きを開始することがあります。

(9) 食物アレルギー等により、学校給食の全部又は飲用牛乳の提供を希望しない場合は、所属する学校等に届け出ください。

(10) この申込書の記載事項に変更が生じた場合は、下記お問い合わせ先までお知らせください。

(11) 学校給食費は、民法の規定により親権を行う者が共同・連帯して債務を負担することになります。

※夫婦どちらにも支払い義務が生じますので、あらかじめご了承ください。

(12) これらのほか、学校給食については、稲美町学校給食費に関する条例や稲美町学校給食費に関する条例施行規則等の定めるところによります。これらが改正されたときは、改正後の規定が適用されます。

個人情報について	学校給食の提供を申し込むに当たって、稲美町教育委員会が、住民基本台帳情報、DV等支援措置関係情報、学齢簿情報、校務支援情報、アレルギー情報、就学援助情報、生活保護情報、児童手当情報、その他学校給食費の徴収管理に必要な情報を、学校給食費の徴収管理に必要な範囲内で関係機関等から収集し、利用することに同意します。
----------	--

◎お問い合わせ先【稲美町立小学校及び中学校の学校給食費に関すること】【学校給食の提供に関すること】

稲美町教育委員会 教育課 教育係 ☎ (079) 492-9149

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地